官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○土地改良法施行令の一部を改正する政令（一四〇）　二
〔府令・省令〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**三）　二
〔省　令〕
○自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**五三）　三
〔規　則〕
○カスタマー・ハラスメントの防止等（**人事院**一〇―一七）　三
〔法規的告示〕
○平成十六年厚生労働省告示第八十九号を廃止する件（**厚生労働**一九九）　四
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する件（**農林水産**五七三）　四
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を定める件（**同**五七四）　五
○石油の備蓄の確保等に関する法律第七条第三項の規定に基づく石油基準備蓄量の減少を同条第四項の規定に基づき、告示する件（**経済産業**五六）　五
〔その他告示〕
○総合特別区域の区域を変更した件（**内閣府**三五）　五
○総合特別区域の指定を解除した件（**同**三六）　六
○個人情報の保護に関する法律の規定に基づく、認定個人情報保護団体の認定の件（**個人情報保護委**六）　七
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二十四条の規定に基づく試掘の許可の告示（**経済産業**五七）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一一一～一一四）　七
○道路に関する件（**東北地方整備局**八〇）　七
○浄化槽の型式を認定した件（**近畿地方整備局**七〇）　七
〔国会事項〕
法務省　最高裁判所　七
〔人事異動〕
〔官庁報告〕
官庁事項　七
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、人事院規則一〇―一七（カスタマー・ハラスメントの防止等）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（人事院公示二一）　七
中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について（内閣府）　七
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　七
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　七
国家試験　八
第五回愛玩動物看護師国家試験予備試験の施行（農林水産省・環境省）　八
第六回愛玩動物看護師国家試験予備試験の施行（同）　八
第五回愛玩動物看護師国家試験の施行（同）　八
〔公　告〕
諸事項　九
官庁
社会保険労務士懲戒処分関係　九
裁判所
相続、失踪、破産、免責、再生関係　10
会社その他
株券で公布された法令のあらまし　11
◇**土地改良法施行令の一部を改正する政令**（政令第百四十号）（農林水産省）　11
1　中山間地域等における農用地の利用集積に資する都道府県営土地改良事業の申請要件の緩和　12
都道府県が農用地利用集積促進土地改良整備計画に従って、農業の生産条件が不利な特定の地域において行う土地改良事業に係る受益地の面積要件の下限をおおむね十ヘクタールからおおむね五ヘクタールに緩和する。（第五十条第三項関係）　12
2　防災重点農業用ため池に係る国が行う急施の防災事業の都道府県の負担金に関する特例　13
国が行う急施の防災事業のうち、防災重点農業用ため池が老朽化したこと若しくは地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊による農用地又は土地改良施設の被害が生ずるおそれがあるために、特に急速に行う必要があると認める場合において、現に施行中の国が行う他の土地改良事業に係る土地改良施設と同一の水系に属する場合その他当該施設との間に相当の関連性を有すると認められる場合に、国が行う当該防災重点農業用ため池の変更又は既存の当該防災重点農業用ため池に代わる農業用用排水施設の新設を内容とする事業に対する都道府県の負担金の額に関する規定を五年間の時限措置として整備する。（原始附則第四条の二関係）　13
3　施行期日　14
この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）　14

政　令

土地改良法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百四十号

土地改良法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項及び第九十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第三項中「おおむね十ヘクタール」を「おおむね五ヘクタール」に改める。

附則第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二　法第八十七条の四第一項の規定により国が行う土地改良事業のうち、別表第三の三の二の項（四）に規定する防災重点農業用ため池が老朽化したこと若しくは地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊による農用地又は土地改良施設の被害が生ずるおそれがあるために、特に急速に行う必要があると認める場合において国が行う当該防災重点農業用ため池の変更又は既存の当該防災重点農業用ため池に代わる農業用用排水施設の新設を内容とする同条第一項に規定する土地改良事業であつて、当該変更に係る防災重点農業用ため池又は当該新設に係る農業用用排水施設が、同項に規定する緊急防災等工事計画が定められた際現に施行中の国が行う他の土地改良事業（現に着手されていなくても、その時までに法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請が行われ、又は法第八十七条の二第一項に規定する土地改良事業計画、法第八十七条の四第一項に規定する緊急防災等工事計画若しくは法第八十七条の五第一項の規定による応急工事計画が定められたものを含む。）の施行に係る土地改良施設と同一の水系に属する場合その他の当該施行に係る土地改良施設との間に地域の自然的社会的諸条件からみて相当の関連性を有すると認められる場合に行うものとして農林水産大臣が定める基準に該当するものについての第五十二条第一項第一号の規定の適用については、令和十三年三月三十一日までの間は、同条第四項から第六項までの規定にかかわらず、同号中「百分の四十」とあるのは「百分の六十」と、「で農林水産大臣が定める額」とあるのは「で農林水産大臣が定める額（北海道の区域内において行う場合にあつては、百分の五十五に相当する額を超えず、かつ、その百分の十五に相当する額を下らない範囲で農林水産大臣が定める額）」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　鈴木　憲和

内閣総理大臣　高市　早苗

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年四月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（簡素な顧客管理を行うことが許容される取引） **第四条**　令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。 ［一～六　略］ 七　令第七条第一項第一号ケに掲げる取引のうち、次に掲げるもの ［イ～ハ　略］ ニ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五	（簡素な顧客管理を行うことが許容される取引） **第四条**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五

条第一項に規定する高等課程及び専門課程並びに同法第百二十五条の二第一項に規定する専攻科に限る。）に対する入学金、授業料その他これらに類するものの支払に係るもの ［ホ・ヘ　略］ ［八～十三　略］ ［2・3　略］	条第一項に規定する高等課程及び専門課程に限る。）に対する入学金、授業料その他これらに類するものの支払に係るもの ［ホ・ヘ　同上］ ［八～十三　同上］ ［2・3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○国土交通省令第五十三号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第五条第一項に基づき、自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和五年国土交通省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）	（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）
第八条　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。 一　自賠法第九条第一項（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十四条第一項に規定する処分を受けようとする者に係る部分に限る。）（自賠法第九条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する自賠法第九条第六項（自賠法第九条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第八十五条第一項の規定に基づく証明書の縦覧等 二　自賠法第九条第六項（自賠法第九条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第八十五条第一項の規定に基づく証明書の縦覧等	**第八条**　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、自賠法第九条第六項（同法第九条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第八十五条第一項の規定に基づく証明書の縦覧等とする。
（電磁的記録による縦覧等）	（電磁的記録による縦覧等）
第九条　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる証明書の縦覧等に代えて当該証明書に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。 一　前条第一号に規定する縦覧等を行う場合　当該事項を当該事項の提示を受ける者の使用に係る電子計算機の映像面に表示する方法 二　前条第二号に規定する縦覧等を行う場合　当該事項を当該民間事業者等又は当該事項の提示を受ける者の使用に係る電子計算機その他の機器の映像面に表示する方法	**第九条**　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条に規定する証明書の縦覧等に代えて当該証明書に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を当該民間事業者等又は当該事項の提示を受ける者の使用に係る電子計算機その他の機器の映像面に表示する方法により行わなければならない。

附　則

この省令は、令和八年六月一日から施行する。

規　則

人事院規則一〇―一七

カスタマー・ハラスメントの防止等

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、カスタマー・ハラスメントの防止等に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月十五日

人事院総裁　川本　裕子

（趣旨）

第一条　この規則は、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、カスタマー・ハラスメントの防止のための措置及びカスタマー・ハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規則において、「カスタマー・ハラスメント」とは、職員の職務に係る行政サービスの利用者等（以下「行政サービスの利用者等」という。）からの言動であって職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えるものにより、職員が精神的若しくは身体的な苦痛を与えられ、職員の人格若しくは尊厳が害され、又は職員の勤務環境が害されることをいう。

（人事院の責務）

第三条　人事院は、カスタマー・ハラスメントの防止及びカスタマー・ハラスメントが生じた場合の対応（以下「カスタマー・ハラスメントの防止等」という。）に関する施策についての企画立案を行うとともに、各省各庁の長がカスタマー・ハラスメントの防止等のために実施する措置に関する調整、指導及び助言に当たらなければならない。

（各省各庁の長の責務）

第四条　各省各庁の長は、職員がその能率を充分に発揮できるような勤務環境を確保するため、カスタマー・ハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずるとともに、カスタマー・ハラスメントが生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2　各省各庁の長は、当該各省各庁に属する職員が他の各省各庁に属する職員（以下「他省庁の職員」という。）から、カスタマー・ハラスメントを生じさせる言動を受けたとされる場合には、当該他省庁の職員に係る各省各庁の長に対し、当該他省庁の職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該他省庁の職員に対する指導等の対応を行うよう求めなければならない。この場合において、当該調査又は対応を行うよう求められた各省各庁の長は、これに応じて必要と認める協力を行わなければならない。

3　各省各庁の長は、カスタマー・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他カスタマー・ハラスメントが生じた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

（職員の責務）

第五条　職員は、自らも、行政サービスの利用者等として、その職務においてカスタマー・ハラスメントを生じさせる言動をしてはならない。

2　職員は、次条第一項の指針を十分認識して行動するよう努めなければならない。

3　管理又は監督の地位にある職員は、カスタマー・ハラスメントが生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じるとともに、カスタマー・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合には、苦情相談に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（職員に対する指針）

第六条　人事院は、カスタマー・ハラスメントに関する問題等に適切に対応するために職員が認識すべき事項について、指針を定めるものとする。

2　各省各庁の長は、職員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

（研修等）

第七条　各省各庁の長は、カスタマー・ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

2　各省各庁の長は、カスタマー・ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。

3　人事院は、各省各庁の長が前二項の規定により実施する研修等の調整及び指導に当たるとともに、自ら実施することが適当と認められるカスタマー・ハラスメントの防止等のための研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。

（苦情相談への対応）

第八条　各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、カスタマー・ハラスメントに関する苦情相談が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受ける体制を整備しなければならない。この場合において、各省各庁の長は、苦情相談を受ける体制を職員に対して明示するものとする。

2　相談員は、次条第一項の指針に十分留意して、苦情相談に係る問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

3　職員は、相談員に対して苦情相談を行うほか、人事院に対しても苦情相談を行うことができる。この場合において、人事院は、苦情相談を行った職員等から事情の聴取を行う等の必要な調査を行い、当該職員等に対して指導、助言及び必要なあっせん等を行うものとする。

（苦情相談に関する指針）

第九条　人事院は、相談員がカスタマー・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項について、指針を定めるものとする。

2　各省各庁の長は、相談員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和八年十月一日から施行する。

（人事院規則二―三の一部改正）

第二条　人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（職員福祉課の所掌事務等） **第二十条**　職員福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略）	（職員福祉課の所掌事務等） **第二十条**　職員福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略）
八　セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメント及びカスタマー・ハラスメントの防止等に関する施策の企画及び立案並びに指導に関すること。 九～十二　（略） 2～4　（略）	八　セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等に関する施策の企画及び立案並びに指導に関すること。 九～十二　（略） 2～4　（略）

法規的告示

○厚生労働省告示第百九十九号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、平成十六年厚生労働省告示第八十九号を廃止する件を次のように定める。

令和八年四月十五日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

平成十六年厚生労働省告示第八十九号を廃止する件

平成十六年厚生労働省告示第八十九号は、廃止する。

○農林水産省告示第五百七十三号

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第一条第一項第七号の規定に基づき、平成三十一年農林水産省告示第五百二十六号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準）の一部を次のように改正する。

令和八年四月十五日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定技能雇用契約の内容の基準） **第二条**　飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の五第一項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行う事業所が、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。 一～四　（略）	（特定技能雇用契約の内容の基準） **第二条**　飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の五第一項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行う事業所が、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。 一～四　（略）

五	小分類五八三―食肉小売業（ただし、食料品製造を行うものに限る。）	（新設）
六～十	（略）	五～九　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第五百七十四号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十五条第一項第十三号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を次のように定める。

令和八年四月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準

外食業分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。）が次のいずれにも該当することとする。

一　次に掲げる営業所において育成就労外国人を業務に従事させないこととしていること。

イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風営法」という。）第二条第一項に規定する風俗営業の営業所（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けた者が営む同法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第三条第一項の許可（風営法第二条第一項第一号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業に係るものを除く。）

ロ　風営法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の営業所

二　育成就労外国人に、接待（風営法第二条第三項に規定する接待をいう。次号において同じ。）を行わせないこととしていること。

三　育成就労外国人を、第一号イの括弧書の規定により風営法第二条第一項に規定する風俗営業の営業所から除外される営業所において業務に従事させる場合にあっては、接待を行わせないための必要な措置を講ずることとしていること。

四　外食業分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

五　外食業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

六　外食業分野における育成就労外国人の受入れに関し、農林水産大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

○経済産業省告示第五十六号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第七条第三項の規定に基づき、石油基準備蓄量を次のように減少することとしたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十五日

経済産業大臣　赤澤　亮正

石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定に基づき、石油基準備蓄量（法第五条第一項に規定する石油基準備蓄量をいう。以下同じ。）を減少するため、令和八年四月十六日から令和八年五月十五日までの間に石油精製業者等（同項に規定する石油精製業者等をいう。）が常時保有すべき石油の数量に係る石油基準備蓄量の算定は、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号。以下「施行規則」という。）第九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

石油基準備蓄量は、届出月（法第五条第一項に規定する届出月をいう。以下同じ。）の十一箇月前から届出月までの期間の各月の基準量（石油精製業者（法第二条第五項に規定する石油精製業者をいう。）にあっては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した数量から第六号に掲げる数量を控除した指定石油製品（同条第二項に規定する指定石油製品をいう。以下同じ。）の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した数量から第七号に掲げる数量を控除した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、特定石油販売業者（同条第七項に規定する特定石油販売業者をいう。）にあっては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、石油輸入業者（同条第八項に規定する石油輸入業者をいう。）にあっては第一号に掲げる指定石油製品の数量、第五号に掲げる指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量とする。）を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除した数量とする。

一　その者に係る施行規則第八条第二項第一号に掲げる数量に五十五を乗じて得られる数量

二　その者に係る施行規則第八条第二項第二号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量

三　その者に係る施行規則第八条第二項第三号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量

四　その者に係る施行規則第八条第二項第四号に掲げる数量に五十五を乗じて得られる数量

五　その者に係る施行規則第八条第二項第五号に掲げる数量に五十五を乗じて得られる数量

六　その者に係る施行規則第八条第二項第六号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量

七　その者に係る施行規則第八条第二項第七号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量

その他告示

○内閣府告示第三十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、令和三年内閣府告示第三十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域を令和八年四月一日付けで変更したので、次のとおり公示する。

令和八年四月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　地方公共団体の名称　静岡県及び山梨県

二　地域活性化総合特別区域の範囲　沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、静岡県田方郡函南町並びに駿東郡清水町、長泉町及び小山町、甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、中央市並びに山梨県中巨摩郡昭和町並びに南都留郡西桂町、鳴沢村及び富士河口湖町の全域

○内閣府告示第三十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項の規定により指定し、平成二十七年八月二十五日付けで指定し、平成二十七年内閣府告示第三百三十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域について、同条第九項の規定に基づき、令和八年三月三十一日付けで指定を解除したので、次のとおり公示する。

令和八年四月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　地方公共団体の名称　茨城県及びつくば市

二　国際戦略総合特別区域の範囲　つくば市の全域並びに龍ケ崎市並びに茨城県東茨城郡茨城町及び大洗町、那珂郡東海村並びに稲敷郡阿見町の区域の一部

○個人情報保護委員会告示第六号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四十七条第一項及び第二項の規定に基づき、次の団体を認定個人情報保護団体として認定したので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月十五日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

一　団体の名称及び住所

一般社団法人資産運用業協会設立準備法人

東京都中央区日本橋茅場町一丁目五番八号

二　認定を受けた日

令和八年四月一日

○経済産業省告示第五十七号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号。以下「法」という。）第四条第一項の規定に基づき試掘の許可をしたので、法第二十四条の規定に基づき次のとおり告示する。

令和八年四月十五日

経済産業大臣　赤澤　亮正

一　貯留事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　首都圏ＣＣＳ株式会社

ロ　住所　千葉県千葉市中央区問屋町一番三十五号

ハ　代表者の氏名　屋　義昭

二　許可貯留区域等

許可試掘区域は、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第九系（世界測地系）を用いて得た次の座標番号一から七までの各点を順次直線で結んだ線並びに座標番号一及び七の各点を直線で結んだ線によって囲まれる範囲の直下の深度（東京湾平均海面を基準とする。）百五十メートルから二千五百メートルまでの区域とするものであり、各点の位置については次のとおりとする。

座標番号	座標値　平面直角座標第九系（世界測地系）
一	Ｘ座標　マイナス五五、七三〇・七三八メートル Ｙ座標　マイナス五四、七九六・七五八メートル
二	Ｘ座標　マイナス四八、〇三三・七九六メートル Ｙ座標　マイナス五九、七一五・三三四メートル
三	Ｘ座標　マイナス四三、六三三・〇六七メートル Ｙ座標　マイナス六三、八二四・六九七メートル
四	Ｘ座標　マイナス三八、四一五・〇〇二メートル Ｙ座標　マイナス六九、八六四・二一五メートル
五	Ｘ座標　マイナス四九、七五五・〇一八メートル Ｙ座標　マイナス七六、五六五・八〇〇メートル
六	Ｘ座標　マイナス五五、四〇八・六五一メートル Ｙ座標　マイナス七四、八四六・六九八メートル
七	Ｘ座標　マイナス六四、五二〇・七四五メートル Ｙ座標　マイナス七〇、三四〇・五〇一メートル

三　当該許可に係る貯留事業又は試掘の別

試掘

四　貯留事業等の概要

イ　坑井名

試掘一坑目　九十九里沖―Ａ（仮称）

試掘二坑目　九十九里沖―Ｂ（仮称）

ロ　坑井位置

千葉県山武郡九十九里町沖合

ハ　予定深度

試掘一坑目　深度約千九百メートル

試掘二坑目　深度約千六百メートル

ニ　試掘に要する期間

試掘一坑目　四月間（予定）

試掘二坑目　三月間（予定）

いずれもリグアップ及びリグダウン期間を含む。

ホ　目的層

上総層群大原層の遮蔽層並びに浪花層から黒滝層までの貯留層及び遮蔽層

五　試掘の許可にあっては、当該許可の有効期間が満了する日

令和十二年四月十四日

○防衛省告示第百十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年四月二十一日から同月二十三日（予備、同月二十日及び同月二十四日から同月二十六日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ｱ)から(ｶ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｶ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ｱ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ｲ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ｳ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(ｴ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(ｵ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(ｶ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦その他

自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年四月二十日から同月二十四日までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ｱ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ｲ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ｳ)　東経一二八度四五分五二秒

(ｴ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦その他

自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年四月二十二日及び同月二十三日（予備、同月二十四日から同月二十六日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ｱ)から(ｴ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｴ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ｱ)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(ｲ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ｳ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(ｴ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦その他

自衛艦十三隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年四月二十二日及び同月二十三日（予備、同月二十日、同月二十一日及び同月二十四日から同月二十六日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦艇　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十五日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島市松川町浅川字羽山岳二番四から同市大森字西ノ内七一番五まで	前	二二・二五～一一六・一〇メートル	六・三七六キロメートル
	後	三五・九九～一四二・七一メートル	六・三七六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、令和八年三月二十六日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和八年四月十五日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

建築基準法第68条の25第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：流量調整嫌気ろ床生物ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	浄化槽の名称	認定番号
大阪府大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号　㈱クボタ 代表取締役　花田　晋吾	クボタ浄化槽　ＫＥＳ－１Ａ型	６－26－Ｈ－001
	〃　ＫＥＳ－１Ｂ型	〃　－１
	〃　ＫＥＳ－２Ａ型	〃　－２
	〃　ＫＥＳ－２Ｂ型	〃　－３
	〃　ＫＥＳ－３Ａ型	〃　－４
	〃　ＫＥＳ－３Ｂ型	〃　－５
工場の所在地及び名称		
茨城県北茨城市磯原町上相田1099―46　日東電気㈱　磯原工場		
栃木県日光市足尾町4447番地　足尾化学工業㈱		
滋賀県甲賀市水口町下山40―１　㈱吉中化成		
沖縄県うるま市具志川3445番地　㈲三和工業		
福岡県宮若市上有木95番地　㈱協立　九州工場		

国会事項

衆議院

議事日程

四月十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第八号

令和八年四月十四日（火曜日）

午後一時開議

第一　旅券法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

一　防災庁設置法案（内閣提出）及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）の趣旨説明

参議院

議案付託

四月十三日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

内閣委員会に付託

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

法務委員会に付託

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

環境委員会に付託

質問主意書転送

四月十三日次の質問主意書を内閣に転送した。

生殖補助医療に係る保険適用の回数制限緩和に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第二九号）

原子力発電所の再稼働及び使用済核燃料の管理に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三〇号）

原子力事業者における内部通報制度及び公益通報者保護制度に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三一号）

浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る不適切事案に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三二号）

人事異動

法務省

日本司法支援センター理事長に任命する　白石　史子

検事兼法務事務官　小川　貴裕

法務事務官　熊谷　卓

同　服部　弘幸

令和八年度司法書士試験委員に併任する

併任の期間は令和八年十一月三十日までとする

（各通）

検事　加藤　和輝

令和八年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する

併任の期間は令和八年十一月三十日までとする

法務事務官　河瀬　貴之

同　希代　浩正

令和八年度司法書士試験委員の併任を解除する

（各通）

検事　竹下　慶

令和八年度司法書士試験委員（筆記試験担当）の併任を解除する

法務事務官　池田　佳高
令和八年度土地家屋調査士試験委員に併任する
併任の期間は令和九年二月二十八日までとする
同　山内　一
令和八年度土地家屋調査士試験委員の併任を解除する（以上四月一日）
野口　正樹
地方更生保護委員会委員（中部地方更生保護委員会委員）に任命する（四月二日）
塩島かおり　西川　聡
地方更生保護委員会委員（関東地方更生保護委員会委員）に任命する（各通）（四月三日）

○定年退官
仙台区検察庁副検事松本剛は、検察庁法第二十二条第一項の規定により四月三日限り定年退官

最高裁判所

京都家庭裁判所判事・京都簡易裁判所判事　黒田　豊
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　大島　雅弘
京都家庭裁判所判事に補する
京都家庭裁判所長を命ずる
京都簡易裁判所判事に補する
徳島地方裁判所判事兼徳島家庭裁判所判事・徳島簡易裁判所判事　龍見　昇
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
大阪家庭裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　野口　卓志
徳島地方裁判所判事に補する
徳島地方裁判所長を命ずる
兼ねて徳島家庭裁判所判事に補する
徳島家庭裁判所長を命ずる
徳島簡易裁判所判事に補する
徳島簡易裁判所判事に補する
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
大阪家庭裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　野口　卓志
徳島地方裁判所判事に補する
徳島地方裁判所長を命ずる
兼ねて徳島家庭裁判所判事に補する
徳島家庭裁判所長を命ずる
徳島簡易裁判所判事に補する
徳島簡易裁判所判事に補する
大阪家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　御司真理子
大阪家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
横浜地方裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　田郷岡正哲
さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事・熊谷簡易裁判所判事　岡井麻奈美
東京地方裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する（各通）
横浜地方裁判所判事補兼横浜家庭裁判所判事補・小田原簡易裁判所判事　柏木　悠香
静岡家庭裁判所判事補兼静岡地方裁判所判事補・静岡簡易裁判所判事　成岡　勇哉
山形地方裁判所判事補兼山形家庭裁判所判事補・山形簡易裁判所判事　加賀谷友行
釧路家庭裁判所判事補兼釧路地方裁判所判事補・北見簡易裁判所判事　安曇　大智
東京地方裁判所判事補に補する
東京簡易裁判所判事に補する（各通）
最高裁判所事務総局経理局営繕課長　伊藤　肇
名古屋家庭裁判所事務局長　三谷　明史
鳥取地方裁判所事務局長兼鳥取家庭裁判所事務局長　田渕　修一
釧路地方裁判所事務局長兼釧路家庭裁判所事務局長　田上　弘樹
高松高等裁判所民事首席書記官　安岡　正明
辞職（各通）（以上三月三十一日）

官庁報告

官庁事項

人事院公示第22号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、人事院規則10―17（カスタマー・ハラスメントの防止等）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

令和８年４月15日

人事院総裁　川本　裕子

１　委任を受ける職員の職名
人事院事務総長
２　委任する権限及び所掌事務
一　人事院規則10―17（カスタマー・ハラスメントの防止等）（以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている指針について定めること。
二　規則第８条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
三　規則第９条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている指針について定めること。
３　委任の効力の発生する日
令和８年10月１日

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第８条第６項の規定に基づき、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年９月８日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

前文中「令和元年12月20日に閣議決定された第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策５原則」」を「令和７年12月23日に閣議決定された「地方創生に関する総合戦略」」に改める。

第１章１中「期待される。」の次に次のように加える。

特に今後は、「都市の利便性」と「地方の豊かさ」両面のポテンシャルを持つ「まちなか」を魅力あふれるものとすることが地方創生の重要課題であるとする「地方創生」の観点、歴史・文化等を有し、一定の官民ストックが集積して効率的な再投資が可能となる「まちなか」の再生を最優先に考えることを重要視し、地域全体の発展を牽引する役割が期待される「地域経済の持続的発展」の観点、地域住民等が愛着を持ち人々の「居場所」として包摂性や多様性を有する「まちなか」をつくり上げる先に、地方都市のあるべき姿が実現するという「包摂性・多様性」の観点を重視したまちづくりを進めていくことが重要である。

第１章１中「歩いて暮らせる」を「居心地が良く歩きたくなる」に改める。

第２章１中「人の交流の活性化やSociety5.0の実現に向けた未来技術等の活用といった社会経済情勢の変化と進展等に対応した取組、まちのストックや地域資源・チャンスを活かす取組及び民間との連携や人材の確保・育成を強化する取組」を「目指すべき地域の個性をいかした都市像を踏まえた取組、リノベーション等まちのストックを活かす取組、起業・創業によるチャレンジの場とイノベーション創出環境を形成する取組、多様な人を包摂する生活・暮らしの場として充実させる取組や地域経済の好循環・相乗効果を生み出すことでまちの付加価値を高める取組」に改める。

第２章１中「運用を行う。」の次に次のように加える。

くわえて、各地域の多様なステークホルダー間の交流・連携及び情報の発信・共有の場として立ち上げた「中心市街地活性化プラットフォーム」において、中心市街地の活性化への機運醸成及び好事例の横展開を強力に推進し、ステークホルダーのネットワーク形成や相互の研鑽・交流促進を行う。

第２章４(2)中「添付するものとする。」の次に次のように加える。

法第９条第３項第１号で定める中心市街地の活性化に関する基本的な方針を定める場合は、目指すべき地域の個性をいかした都市像を踏まえた方針とするものとする。

第８章２(3)②中「法第７条第11項」を「法第７条第10項」に改める。

第８章２(4)②ｂ）中「法第７条第11項第４号イ」を「法第７条第10項第４号イ」に改める。

第９章１(2)中「都市再生特別措置法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を「都市再生特別措置法や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）」に改める。

第10章１中「歩いて暮らせる」を「居心地が良く歩きたくなる」に改める。

第10章３中「必要である。」の次に次のように加える。

その際、オフィス、研究施設などの業務機能をはじめとした様々な機能を集積させることにより「稼ぐ力」、「イノベーション」、「地域の活力・にぎわい」等を創出することや、まちの顔にふさわしい民間都市開発プロジェクトの促進、歴史まちづくりなど地域資源の保全・活用、公共空間等の更なる利活用による居心地が良く歩きたくなる空間の形成、多様な主体の参画によるエリアマネジメントなどを図り、地域の核となるまちを育てていく取組を推進することが望ましい。

第12章２中「地域公共交通網形成計画」を「地域交通法に基づく地域公共交通計画」に改める。

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十五日　中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
高山市一之宮町地内	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月十五日

(七) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十五日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
熊本市中央区薬園町二九番一から同市中央区妙体寺町八番四まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月十六日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

国家試験

第５回愛玩動物看護師国家試験予備試験の施行

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）附則第３条第１項の規定により、第５回愛玩動物看護師国家試験予備試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法附則第４条第１項の規定により、法第34条第１項の規定に基づき指定試験機関として指定された一般財団法人動物看護師統一認定機構（以下「機構」という。）が行う。

令和８年４月15日

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

１　試験期日
令和８年10月４日（日）

２　試験地
北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

３　試験の方法
⑴　試験は、筆記の方法により行う。
⑵　出題形式は五肢択一の多肢選択形式とする。

４　受験資格
次に掲げる期間（以下「実務経験」という。）のいずれかが５年以上である者であって、法附則第３条第２項の規定により農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会（以下「指定講習会」という。）の課程を修了した者
⑴　法第２条第２項に規定する業務（診療の補助を除く。以下「対象業務」という。）を業として行った期間
⑵　以下に掲げる者であって業務に従事していた期間又は修学していた期間の合計期間（対象業務を業として行った期間がある者については、その期間も含む。）
ア　動物看護に係る知識及び技能について教育する学校その他の教育機関において、動物看護に係る知識及び技能の教員として対象業務の指導に従事した者
イ　法附則第２条第１号に規定する者には該当しないが、動物看護に係る知識及び技能を修める大学又は動物看護師を養成することを目的とする養成所において、法施行前に入学し、修学した者であって、次のいずれにも該当するもの
㋐　１年以上の修学期間を有する大学又は養成所で修学した者
㋑　大学又は養成所の卒業要件を満たした者
ウ　国又は地方公共団体の公務員として、獣医事法令又は動物愛護管理法令の施行事務に従事した者

５　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　受験願書
愛玩動物看護師法施行規則（令和３年農林水産省・環境省令第６号）様式第６により作成するとともに、これに記載する氏名は、原則として戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。
イ　写真
受験申込み前６月以内に脱帽して正面から撮影したものに限る。
ウ　指定講習会修了証明書の写し（修了した講習会の課程が適切であるかどうかを確認可能な書類を含む。）
エ　実務経験証明書
⑵　受験申込手続
ア　インターネットによる受験申込み
原則として、インターネットによる受験申込みを行うものとする。
イ　受験申込期間及び時間
㋐　期間　令和８年６月30日（火）から令和８年７月23日（木）まで
㋑　時間　受付開始日の午後１時から受付終了日の午後11時59分まで
ウ　受験申込方法
機構が指定するウェブサイトにおいて、必要な事項を入力し申し込むこと。受験申込みに必要な書類は、令和８年６月30日（火）から令和８年７月24日（金）まで（消印有効）の間に、機構の指定先に提出すること。受験申込書類の受付後は、当該書類は返却しない。
なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合には、令和８年６月30日（火）午後１時から令和８年７月10日（金）午後４時までに機構に申し出ること。
エ　試験地の変更
試験地の変更は、原則として認めない。
⑶　受験手数料
ア　受験手数料は、14,000円とし、機構が指定する方法により支払うこと。なお、支払いに要する手数料は受験者の負担とする。
イ　支払われた受験手数料は、理由を問わず返金しない。

⑷　受験票の交付
　受験票（受験番号、試験会場等を明記したものをいう。以下同じ。）については、原則として、令和８年９月11日（金）午後１時に、受験有資格者に対してマイページ（※）において交付する。（※インターネットによる受験申込手続において、手続完了後利用できる受験者専用のページ）
　なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和８年９月11日（金）以降に受験有資格者に郵送する。

6　合格者の発表
⑴　合格者の発表は、令和８年10月26日（月）午後１時に機構のウェブサイトに合格者の受験番号を掲載することによって行う。
⑵　合格者には、愛玩動物看護師国家試験予備試験合格証書を合格発表日以降に速やかに郵送により交付する。

7　受験に伴う配慮
　視覚、聴覚等に障害を有する者又は肢体不自由の者等で試験当日の配慮を希望する者は、令和８年６月30日（火）から令和８年７月24日（金）まで（必着）に、機構の指定した方法より申し出ること。申し出た者については、受験の際にその状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　その他
　試験の詳細については、機構のウェブサイトを参照すること。

9　試験に関する照会先
　動物看護師統一認定機構　郵便番号　113―0033　住所　東京都文京区本郷５―23―13　タムラビル８階　ウェブサイトhttps://www.ccrvn.jp/

第６回愛玩動物看護師国家試験予備試験の施行

　愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）附則第３条第１項の規定により、第６回愛玩動物看護師国家試験予備試験を次のとおり施行する。
　なお、試験の実施に関する事務は、法附則第４条第１項の規定により、法第34条第１項の規定に基づき指定試験機関として指定された一般財団法人動物看護師統一認定機構（以下「機構」という。）が行う。
　令和８年４月15日

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

1　試験期日
　令和９年２月14日（日）

2　試験地
　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

3　試験の方法
⑴　試験は、筆記の方法により行う。
⑵　出題形式は五肢択一の多肢選択形式とする。

4　受験資格
　次に掲げる期間（以下「実務経験」という。）のいずれかが５年以上である者（令和９年４月30日（金）までに５年以上となる見込みの者を含む。）であって、法附則第３条第２項の規定により農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会（以下「指定講習会」という。）の課程を修了した者
⑴　法第２条第２項に規定する業務（診療の補助を除く。以下「対象業務」という。）を業として行った期間
⑵　以下に掲げる者であって業務に従事していた期間又は修学していた期間の合計期間（対象業務を業として行った期間がある者については、その期間も含む。）
ア　動物看護に係る知識及び技能について教育する学校その他の教育機関において、動物看護に係る知識及び技能の教員として対象業務の指導に従事した者
イ　法附則第２条第１号に規定する者には該当しないが、動物看護に係る知識及び技能を修める大学又は動物看護師を養成することを目的とする養成所において、法施行前に入学し、修学した者であって、次のいずれにも該当するもの
㋐　１年以上の修学期間を有する大学又は養成所で修学した者
㋑　大学又は養成所の卒業要件を満たした者
ウ　国又は地方公共団体の公務員として、獣医事法令又は動物愛護管理法令の施行事務に従事した者

5　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　受験願書
　愛玩動物看護師法施行規則（令和３年農林水産省・環境省令第６号）様式第６により作成するとともに、これに記載する氏名は、原則として戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。
イ　写真
　受験申込み前６月以内に脱帽して正面から撮影したものに限る。
ウ　指定講習会修了証明書の写し（修了した講習会の課程が適切であるかどうかを確認可能な書類を含む。）
エ　実務経験証明書又は実務経験見込証明書
　なお、実務経験見込証明書を提出した者については、実務経験証明書を、令和９年４月５日（月）から令和９年５月21日（金）まで（消印有効）に提出すること。当該期間に提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。
⑵　受験申込手続
ア　インターネットによる受験申込み
　原則として、インターネットによる受験申込みを行うものとする。
イ　受験申込期間及び時間
㋐　期間　令和８年11月４日（水）から令和８年11月19日（木）まで
㋑　時間　受付開始日の午後１時から受付終了日の午後11時59分まで
ウ　受験申込方法
　機構が指定するウェブサイトにおいて、必要な事項を入力し申し込むこと。受験申込みに必要な書類は、令和８年11月４日（水）から令和８年11月20日（金）まで（消印有効）の間に、機構の指定先に提出すること。受験申込書類の受付後は、当該書類は返却しない。
　なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合には、令和８年11月４日（水）午後１時から令和８年11月11日（水）午後４時までに機構に申し出ること。
エ　試験地の変更
　試験地の変更は、原則として認めない。
⑶　受験手数料
ア　受験手数料は、14,000円とし、機構が指定する方法により支払うこと。なお、支払いに要する手数料は受験者の負担とする。
イ　支払われた受験手数料は、理由を問わず返金しない。
⑷　受験票の交付
　受験票（受験番号、試験会場等を明記したものをいう。以下同じ。）については、原則として、令和９年１月12日（火）午後１時に、受験有資格者（見込み含む。以下同じ。）に対してマイページ（※）において交付する。（※インターネットによる受験申込手続において、手続完了後利用できる受験者専用のページ）
　なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和９年１月12日（火）以降に受験有資格者に郵送する。

6　合格者の発表
⑴　合格者の発表は、令和９年６月25日（金）午後１時に機構のウェブサイトに合格者の受験番号を掲載することによって行う。
⑵　合格者には、愛玩動物看護師国家試験予備試験合格証書を合格発表日以降に速やかに郵送により交付する。

7　受験に伴う配慮
　視覚、聴覚等に障害を有する者又は肢体不自由の者等で試験当日の配慮を希望する者は、令和８年11月４日（水）から令和８年11月20日（金）まで（必着）に、機構の指定した方法より申し出ること。申し出た者については、受験の際にその状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　その他
　試験の詳細については、機構のウェブサイトを参照すること。

9　試験に関する照会先
　動物看護師統一認定機構　郵便番号　113―0033　住所　東京都文京区本郷５―23―13　タムラビル８階　ウェブサイトhttps://www.ccrvn.jp/

第５回愛玩動物看護師国家試験の施行

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）第30条の規定により、第５回愛玩動物看護師国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第34条第１項の規定に基づき指定試験機関として指定された一般財団法人動物看護師統一認定機構（以下「機構」という。）が行う。

令和８年４月15日

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

１　試験期日
令和９年２月14日（日）

２　試験地
北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

３　試験の方法
⑴　試験は、筆記の方法により行う。
⑵　出題形式は五肢択一の多肢選択形式とする。

４　受験資格　次のいずれかに該当する者
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において農林水産大臣及び環境大臣が指定する科目を修めて卒業した者（令和９年３月１日（月）までに卒業する見込みの者を含む。）
⑵　農林水産省令・環境省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定した愛玩動物看護師養成所において、３年以上愛玩動物看護師として必要な知識及び技能を修得した者（令和９年３月１日（月）までに当該知識及び技能の修得を終える見込みの者を含む。）
⑶　外国の法第２条第２項に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師に係る農林水産大臣及び環境大臣の免許に相当する免許を受けた者で、農林水産大臣及び環境大臣が⑴及び⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの
⑷　令和４年５月１日より前に学校教育法に基づく大学を卒業した者であって、当該大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修め、法附則第２条第１号の規定により農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会（以下「指定講習会」という。）の課程を修了したもの
⑸　令和４年５月１日より前に学校教育法に基づく大学に入学した者であって、農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて同日以後に卒業し、指定講習会の課程を修了したもの（令和９年３月１日（月）までに卒業する見込みの者を含む。）
⑹　法第２条第２項に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であって都道府県知事が指定したものにおいて、令和４年５月１日より前に当該知識及び技能の修得を終え、指定講習会の課程を修了したもの
⑺　法第２条第２項に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であって都道府県知事が指定したものにおいて、令和４年５月１日時点において当該知識及び技能を修得中であり、その修得を同日以後に終え、指定講習会の課程を修了したもの（令和９年３月１日（月）までに当該知識及び技能の修得を終える見込みの者を含む。）
⑻　愛玩動物看護師国家試験予備試験に合格した者

５　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　全ての受験者が提出する書類等
㋐　受験願書
愛玩動物看護師法施行規則（令和３年農林水産省・環境省令第６号）様式第５により作成するとともに、これに記載する氏名は、原則として戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。
㋑　写真
受験申込み前６月以内に脱帽して正面から撮影したものに限る。
イ　４の⑴に該当する者が提出する書類
㋐　大学卒業証明書又は大学卒業見込証明書
㋑　指定科目履修証明書又は指定科目履修見込証明書
ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類
養成所修業（卒業）証明書又は養成所修業（卒業）見込証明書
エ　４の⑶に該当する者が提出する書類
愛玩動物看護師国家試験受験資格認定書の写し又は愛玩動物看護師国家試験受験資格認定証明書
オ　４の⑷に該当する者が提出する書類
㋐　大学卒業証明書
㋑　指定科目履修証明書
㋒　指定講習会修了証明書の写し（修了した指定講習会の課程が適切であるかどうかを確認可能な書類を含む。以下同じ。）
カ　４の⑸に該当する者が提出する書類
㋐　大学卒業証明書又は大学卒業見込証明書
㋑　指定科目履修証明書又は指定科目履修見込証明書
㋒　指定講習会修了証明書の写し
㋓　令和４年５月１日時点で大学に在籍していたことを証する書類
キ　４の⑹に該当する者が提出する書類
㋐　養成所修業（卒業）証明書（科目履修証明書の発行が必要な養成所において必要な知識及び技能を修得した者にあっては、科目履修証明書を含む。）
㋑　指定講習会修了証明書の写し
ク　４の⑺に該当する者が提出する書類
㋐　養成所修業（卒業）証明書又は養成所修業（卒業）見込証明書（科目履修証明書の発行が必要な養成所において必要な知識及び技能を修得した者にあっては、科目履修証明書又は科目履修見込証明書を含む。）
㋑　指定講習会修了証明書の写し
㋒　令和４年５月１日時点で養成所において修業中であったことを証する書類
ケ　４の⑻に該当する者が提出する書類
愛玩動物看護師国家試験予備試験合格証書の写し

なお、４の⑴、⑵、⑸又は⑺に該当する者であって、大学卒業見込証明書、指定科目履修見込証明書、養成所修業（卒業）見込証明書又は科目履修見込証明書を提出したものについては、大学卒業証明書、指定科目履修証明書、養成所修業（卒業）証明書又は科目履修証明書を、令和９年３月１日（月）午後２時までに提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験申込手続
ア　インターネットによる受験申込み
原則として、インターネットによる受験申込みを行うものとする。
イ　受験申込期間及び時間
㋐　期間　令和８年11月４日（水）から令和８年11月19日（木）まで
㋑　時間　受付開始日の午後１時から受付終了日の午後11時59分まで
ウ　受験申込方法
機構が指定するウェブサイトにおいて、必要な事項を入力し、申し込むこと。なお、受験申込みに必要な書類は、令和８年11月４日（水）から令和８年11月20日（金）まで（消印有効）の間に、機構の指定先に提出すること。受験申込書類の受付後は、当該書類は返却しない。
なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合には、令和８年11月４日（水）午後１時から令和８年11月11日（水）午後４時までに機構に申し出ること。
エ　試験地の変更
試験地の変更は、原則として認めない。
⑶　受験手数料
ア　受験手数料は、27,200円とし、機構が指定する方法により支払うこと。なお、支払いに要する手数料は受験者の負担とする。
イ　支払われた受験手数料は、理由を問わず返金しない。
⑷　受験票の交付
受験票（受験番号、試験会場等を明記したものをいう。以下同じ。）については、原則として、令和９年１月12日（火）午後１時に、受験有資格者（見込み含む。以下同じ。）に対してマイページ（※）において交付する。（※インターネットによる受験申込手続において、手続完了後利用できる受験者専用のページ）
なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和９年１月12日（火）以降に受験有資格者に郵送する。

6　合格者の発表

⑴　合格者の発表は、令和９年３月12日（金）午後１時に機構のウェブサイトに合格者の受験番号を掲載することによって行う。

⑵　合格者には、愛玩動物看護師国家試験合格証書を合格発表日以降に速やかに郵送により交付する。

7　受験に伴う配慮

視覚、聴覚等に障害を有する者又は肢体不自由の者等で試験当日の配慮を希望する者は、令和８年11月４日(水)から令和８年11月20日(金)まで（必着）に、機構の指定した方法により申し出ること。申し出た者については、受験の際にその状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　その他

試験の詳細については、機構のウェブサイトを参照すること。

9　試験に関する照会先

動物看護師統一認定機構　郵便番号　113―0033　住所　東京都文京区本郷５―23―13　タムラビル８階　ウェブサイトhttps://www.ccrvn.jp/

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.reene-energy.co.jp/

（乙）https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/

令和八年四月十五日

東京都港区虎ノ門一丁目二番八号

（甲）株式会社リエネ・エナジー

代表取締役　池内　敬

東京都渋谷区道玄坂一丁目二一番一号

（乙）ＴＦＨＤエネルギー株式会社

代表取締役　池内　敬

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://k.secure.freee.co.jp/companies/102531/announces

令和八年四月十五日

東京都中央区銀座六丁目一〇番一号ＧＩＮＺＡＳＩＸ一〇階

（甲）株式会社プレイド

代表取締役　倉橋　健太

東京都千代田区麹町四丁目八番一号

（乙）アジト株式会社

代表取締役　高井　康辰

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十八日であり、両社の総社員の同意は令和八年四月八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十五日

東京都江戸川区西葛西七―二一―一一サントヴィラージスガ二〇七

（甲）合同会社リアライズ

代表社員　横内　和泉

東京都江戸川区西葛西七―二一―一一サントヴィラージスガ二〇七

（乙）合同会社アイズ

代表社員　横内　一士

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加は致しません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）電子公告

https://www.resonac.com/jp/ir/sheet.html

（乙）掲載紙　信濃毎日新聞

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　二十七頁

令和八年四月十五日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

（甲）株式会社レゾナック

代表取締役　高橋　秀仁

長野県塩尻市大字宗賀一番地

（乙）株式会社レゾナック・セラミックス

代表取締役　高橋　直也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.gas-pal.com/index.html

（乙）http://www.gas-pal.com/tohoku/

（丙）https://www.gas-pal.com/kinki/

（丁）http://www.gas-pal.com/chugoku/

（戊）http://www.gas-pal.com/shikoku/

（己）http://www.gas-pal.com/kyushu/

令和八年四月十五日

東京都品川区東品川二丁目二番二四号

（甲）株式会社ガスパル

代表取締役　黒澤　秀起

宮城県仙台市青葉区本町一丁目一一番二号

（乙）株式会社ガスパル東北

代表取締役　田中　幸治

大阪市淀川区西中島五丁目一三番一二号

（丙）株式会社ガスパル近畿

代表取締役　加藤　正智

岡山市北区磨屋町三番一〇号住友生命岡山ニューシティービル六階

（丁）株式会社ガスパル中国

代表取締役　伊藤　忠

岡山市北区磨屋町三番一〇号住友生命岡山ニューシティービル六階

（戊）株式会社ガスパル四国

代表取締役　伊藤　忠

福岡市中央区高砂一丁目一番二九号

（己）株式会社ガスパル九州

代表取締役　野坂　茂樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年三月四日
掲載頁　九十二頁（号外第四十四号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年三月四日
掲載頁　九十二頁（号外第四十四号）

令和八年四月十五日

神奈川県相模原市中央区上溝四四八〇番地一
（甲）株式会社メルシーフラワー
代表取締役　大間　岩夫

東京都目黒区上目黒一丁目二一番一二号
（乙）株式会社東光フローラ
代表取締役　大間　岩夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月二十九日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三十一日
掲載頁　一六八頁（号外第一七五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三十一日
掲載頁　一六九頁（号外第一七五号）

令和八年四月十五日

静岡県掛川市上西郷一五六九番地の一
（甲）旭テック株式会社
代表取締役　田口　周一

静岡県掛川市上西郷一五六九番地の一
（乙）ＡＴＣホールディングス株式会社
代表取締役　酒井　哲也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営むすべての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　宮古毎日新聞
掲載の日付　令和八年四月九日
掲載頁　七頁

令和八年四月十五日

茨城県筑西市海老ヶ島九五九番地
（甲）関口醸造株式会社
代表取締役　阿部　幸明

茨城県筑西市海老ヶ島一六五二番地
（乙）関口醸造株式会社
代表取締役　関口　恭史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、組織変更後の商号は株式会社みちのくサービスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十五日

宮城県名取市増田字北谷一九九番地
合同会社みちのくサービス
代表社員　渡邉　稔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十五日

埼玉県熊谷市代七八二番地一
合同会社田中コーポレーション
代表社員　田中　恵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十五日

埼玉県所沢市山口五二五一―八五―一―一〇二
合同会社ＡｔｏＥハビッツ
代表社員　竹之内　茜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｍ＆Ｓとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十五日

千葉県佐倉市江原台二丁目七番地一六
合同会社水建
代表社員　水上　友紀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ワイズジャパンとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十五日

東京都文京区湯島二丁目四番九号ＭＤビル三階
合同会社ワイズジャパン
代表社員　吉原　勇輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十八日であり、組織変更後の商号は株式会社ＣＡＴＨＡＲＳＩＳとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十五日

東京都港区西麻布四―一一―二九
合同会社ＣＡＴＨＡＲＳＩＳ
代表社員　豊田　琴音

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

組織変更後の商号は株式会社オ・フィル・デュ・ジャポンとし、効力発生日は令和八年五月十六日とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十五日

東京都豊島区南池袋二丁目二三番二号池袋パークサイドビル四階
合同会社オ・フィル・デュ・ジャポン
代表社員　ムラール　エプ　ベルニュ　ガット　マリン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十八日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｄｉａｍｏｎｄです。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十五日

東京都新宿区百人町一丁目二三番一七号大久保南口共同ビル
合同会社Ｄｉａｍｏｎｄ
代表社員　崎田　政弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十五日

東京都目黒区中根一丁目一九番四号
合同会社寿プランニング
代表社員　鳴嶋　壽史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十八日であり、組織変更後の商号はｋｏｎａ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十五日

静岡県富士宮市杉田六一八番地の一
ｈｉｒｏ合同会社
代表社員　小長谷弘幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、組織変更後の商号はプロスパー株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十五日

名古屋市名東区勢子坊四丁目六〇七番地

プロスパー合同会社

代表社員　清田　一枝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はザ・ストーリーズ株式会社とします。

効力発生日は令和八年六月十二日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年四月九日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十五日

沖縄県**那覇**市久茂地二丁目一四番一二号

C―四　ザ・ストーリーズ合同会社

代表社員　富永　幸宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十五日

沖縄県宜野湾市大山四丁目一番一号

合同会社ウリテン

代表社員　新垣　大作

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＲｅｎｏｖｅｃｔｅｒ　ＵＲＵＭＡ株式会社とします。

効力発生日は令和八年六月十一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年四月七日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十五日

沖縄県沖縄市美原一丁目二二番一五号一Ｆ―Ｂ

合同会社Ｏｆｆｉｃｅ　Ｅ．Ｊ．Ｌ

代表社員　喜友名寿次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月十五日

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目一〇番地二

エンゲージ1株式会社

代表取締役　岩﨑　亮二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/1339060/announces

令和八年四月十五日

東京都港区六本木四―五―二六本木Ｕビル五階

株式会社ワンキャン

代表取締役　加藤　善彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金六千四百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十七日

掲載頁　八十一頁（号外第二三一号）

令和八年四月十五日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

株式会社ＢｉＰＳＥＥ

代表取締役　松村　雅代

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月十五日

大阪府堺市堺区市之町東一丁一番一〇号

株式会社ＴＫホールディングス

代表取締役　西川　隆示

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月二十日であり、株主総会の決議は、令和八年三月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月九日

掲載頁　七十八頁（号外第八十四号）

令和八年四月十五日

大阪市中央区南船場三丁目七番二九号南船場じゅんさんビル四Ｆ

株式会社翠光

代表取締役　**吉**田　晋司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　福山市において発行する中国新聞

掲載の日付　令和八年三月三十日

掲載頁　十七頁

令和八年四月十五日

広島県福山市卸町二番六号　株式会社外林

代表取締役　外林　大忠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億六千万円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十八日であり、株主総会の決議は令和八年三月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年二月五日

掲載頁　九十三頁（号外第二十六号）

令和八年四月十五日

鹿児島市桜ヶ丘八丁目三五―一鹿児島大学

大学院医歯学総合研究科内

サーブ・バイオファーマ株式会社

代表取締役社長　山田　昌樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七万二千五百円、資本準備金の額を四億一千五百三十七万二千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月十六日

掲載頁　十頁

令和八年四月十五日

茨城県つくば市千現二―一―六

株式会社ＦｕｌｌＤｅｐｔｈ

代表取締役　**吉**賀　智司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千四百九十一万五千円、資本準備金の額を四千五百九十一万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月十五日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号岸本ビル七階

日本インフラソリューションズ株式会社

代表取締役　水谷　太志

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三億四千二百八十五万三千円、資本準備金の額を金三億六千二百五十五万八千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年四月十五日

大阪市中央区瓦町二丁目四番七号新瓦町ビル八階

株式会社グラッドキューブ

代表取締役　金島　弘樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千三百五十万円、資本準備金の額を一億一千三百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.artra-group.co.jp/

令和八年四月十五日

大阪市西区立売堀四丁目五番七号

株式会社ペリカン

代表取締役　中村　幸一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月三十日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年四月十五日

東京都大田区羽田旭町二番九号

株式会社サクセス

代表取締役　渡辺　守

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月三十日を基準日と定め、もって、普通株式一株を十株に、また、A種種類株式一株を十株に、それぞれ分割することにいたしましたので公告します。

令和八年四月十五日

富山市西野新四七番地

株式会社うちくる

代表取締役　村石　優

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月十五日

北海道登別市鷲別町六丁目三六番地一

栄和鋼業株式会社

代表取締役　宮澤　智考

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月十五日

東京都港区西新橋一丁目一三番四号

東京商事株式会社

代表取締役　川田　研介

合併につき株券等提出公告

当社は、旭テック株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、株券提出日（新株予約権証券提出日）である令和八年六月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年四月十五日

静岡県掛川市上西郷一五六九番地の一

ＡＴＣホールディングス株式会社

代表取締役　酒井　哲也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨はhttps://www.kaikei-home.com/axess/0077/index.htmlに掲載されています。

令和八年四月十五日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

Ｔｅｎｊｉｎ１特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0078/index.html

令和八年四月十五日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アジア８特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十五日

東京都千代田区岩本町二丁目四番三号

セントラルソフト株式会社

確定給付企業年金清算人　松尾　花江

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十五日

静岡県袋井市大野六九〇九番九号

コニカミノルタケミカル株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　安藤　秀人

債権申出の公告（第二回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和八年四月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十五日

三重県四日市市川尻町一〇〇

ＪＳＲグループ企業年金基金

清算人　小西　伸和

債権申出の公告（第二回）

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十五日

三重県四日市市川尻町一〇〇番地

ＪＳＲ企業年金基金

清算人　岩上　誠